

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 052-901-7621 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 深田基文 岩垣裕貴

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム愛生苑・地域密着型特別養護老人ホーム愛生苑		
所在地	愛知県名古屋市区五反田町108番地の2		
介護保険指定番号	介護老人福祉施設	2370300218号	
介護保険指定番号	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	2390300172号	

(2) 同施設の居室等の概要

定員 100名+短期入所(ショートステイ)7名

居室・設備の種類	室数	居住費算定	備考
1人部屋	1室	従来型個室	2階 従来型個室(21.54㎡)
1人部屋	1室	従来型個室	3階 従来型個室(11.50㎡)
1人部屋	1室	従来型個室	4階 従来型個室(10.89㎡)
2人部屋	7室		多床室
3人部屋	2室		多床室
4人部屋	21室		多床室
合計	33室		
医務室	1室		
食堂兼ホール兼機能訓練室	4室		
浴室	2室	一般浴、機械浴、特殊浴	

定員 20名+短期入所(ショートステイ)10名

居室・設備の種類	室数	居住費算定	備考
1人部屋	10室	ユニット型個室	2階 ユニット型個室(13.28㎡~13.69㎡)
1人部屋	10室	ユニット型個室	3階 ユニット型個室(13.31㎡~13.72㎡)
1人部屋	10室	ユニット型個室	4階 ユニット型個室(13.34㎡~13.73㎡)
合計	30室		
感染症対策室	2室		
共同生活室	3室		
機能訓練室	1室		
浴室	4室	一般浴、機械浴、特殊浴	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務づけられている施設・設備です。

(3) 同施設の職員体制

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従来型施設

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1.0名	1.0
2. 医師	0.1名	必要数
3. 生活相談員	1.2名	1.0名
4. 介護支援専門員	1.1名	1.0名
5. 管理栄養士・栄養士	1.0名	1.0名
6. 機能訓練指導員	1.7名	1.0名
7. 介護職員	34.1名	32.7名
8. 看護職員	6.6名	3.0名
9. 歯科衛生士	1.0名	1.0名

※ 常勤換算 : 職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した時間です。

地域密着型介護福祉施設入所者生活介護

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1.0名	1.0名
2. 医師	0.1名	必要数
3. 生活相談員	1.0名	1.0名
4. 介護支援専門員	1.0名	1.0名
5. 管理栄養士・栄養士	1.0名	1.0名
6. 機能訓練指導員	0.3名	1.0名
7. 介護職員	17.4名	15.0名
8. 看護職員	1.0名	1.0名
9. 歯科衛生士	1.0名	1.0名

3. サービス内容

居室

従来型の基本的な定員は4名になります。地域密着型については、全室個室になります。

食事

当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により食事を提供します。

(食事時間)	従来型（本館）	ユニット（地域密着型）
朝食	7:30～8:30（各階）	朝食 7:30～8:30（リビング）
昼食	11:30～13:30（各階）	昼食 11:30～13:30（リビング）
夕食	17:30～19:00（各階）	夕食 17:30～19:00（リビング）

入浴

週に最低2回入浴していただけます。
ただし、状態に応じ、部分浴または清拭となる場合があります。

介護

施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

機能訓練

各階の訓練室にて専門職員が機能訓練を行います。

生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

健康管理

当施設では、年間1回健康診断を行います。日程については別途ご連絡します。
また、毎週木曜日の13:30から15:30まで診療室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

特別食の提供

当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意しております。メニューは毎月変わりますので、詳しくは職員にお尋ねください。

理美容サービス

当施設では、月に2回程度の頻度で理美容サービスを実施しております。
料金は別途（実費）がかかります。

行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。
ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

日常費用支払代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代行を申し込むことができます。
（衣類、おやつ、日用品の購入等）

所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限があります。

行事

当施設では、毎月、入居者、地域ふれあい交流会等の行事を行います。
行事によっては別途参加費がかかるものもございます。詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。

貴重品管理

貴重品の管理が困難な場合は、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は、次の通りです。

・管理する金銭等の形態	: 預金通帳、現金
・お預かりするもの	: 印鑑、介護・医療関係保険証類 印鑑は、施設長室の金庫
・保管管理者	: 施設長が責任を持って管理します。
・出納方法	: 別途定める「預り金管理要領」とおり。

4. 利用料金

(1) 基本料金

* 施設利用料

○従来型個室ご利用の方

要介護度	1日あたりの自己負担分
要介護度1	¥ 629
要介護度2	¥ 704
要介護度3	¥ 782
要介護度4	¥ 857
要介護度5	¥ 930

○多床室（2人・4人）部屋ご利用の方

要介護度	1日あたりの自己負担分
要介護度1	¥ 629
要介護度2	¥ 704
要介護度3	¥ 782
要介護度4	¥ 857
要介護度5	¥ 930

○地域密着型個室ご利用の方

要介護度	1日あたりの自己負担分
要介護度1	¥ 728
要介護度2	¥ 804
要介護度3	¥ 884
要介護度4	¥ 962
要介護度5	¥ 1037

※ 上記記載内容は介護保険負担割合証の負担額が、1割とした場合となります。

2割負担又は3割負担の場合は、その負担額に応じた金額となります。

※ 介護保険負担割合証に準じた割合を負担して頂きます。

※ ただし、入居後30日以内の期間に限り、初期加算として上記料金に¥32割増となります。
同一施設のご利用が、同月中にあった場合算定は致しません。

加算について

- * 日常生活継続支援加算（Ⅰ） ※（Ⅰ）従来型
 - ・新規入居者の総数のうち重度者「要介護度4・5」が70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方を65%以上を受け入れている場合。
 - もしくは、介護福祉士法第一条に掲げる行為を必要とする入居者が15%以上占めている場合。
 - ・入所者数に対して介護福祉士が「6：1」以上配置されている。
 - 上記両方の条件を満たしている場合。

1日あたり	（Ⅰ）	¥	39	（1割）	¥	77	（2割）	¥	116	（3割）
-------	-----	---	----	------	---	----	------	---	-----	------

- * 日常生活継続支援加算（Ⅱ） ※（Ⅱ）ユニット型
 - ・新規入居者の総数のうち重度者「要介護度4・5」が70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方を65%以上を受け入れている場合。
 - もしくは、介護福祉士法第一条に掲げる行為を必要とする入居者が15%以上占めている場合。
 - ・入所者数に対して介護福祉士が「6：1」以上配置されている。
 - ・上記両方の条件を満たしている場合。

1日あたり	（Ⅱ）	¥	50	（1割）	¥	99	（2割）	¥	148	（3割）
-------	-----	---	----	------	---	----	------	---	-----	------

- * 夜勤職員配置加算（Ⅰ）□ ※（Ⅰ）従来型
 - ・養護老人ホームにおいて基準を上回る夜勤職員を配置している場合。

1日あたり	（Ⅰ）	¥	14	（1割）	¥	28	（2割）	¥	42	（3割）
-------	-----	---	----	------	---	----	------	---	----	------

- * 夜勤職員配置加算（Ⅱ）□ ※（Ⅱ）ユニット型
 - ・ユニット型特別養護老人ホームにおいて基準を上回る夜勤職員を配置している場合。

1日あたり	（Ⅱ）	¥	20	（1割）	¥	39	（2割）	¥	58	（3割）
-------	-----	---	----	------	---	----	------	---	----	------

- * 看護体制加算（Ⅰ）□ *従来型
 - ・入所定員が51名以上であること。
 - ・常勤の看護師を1名以上配置していること。
 - ・定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

1日あたり	（Ⅰ）	¥	5	（1割）	¥	9	（2割）	¥	13	（3割）
-------	-----	---	---	------	---	---	------	---	----	------

- * 看護体制加算（Ⅱ）□ *従来型
 - ・入所定員が51名以上であること。
 - ・看護職員の数が、常勤換算放で、入所者数が2.5又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、指定基準第2条第1項第三条□に定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上であること。
 - ・当該指定介護老人福祉施設の看護職員との連携により、24時間連携できる体制を確保していること。
 - ・定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

1日あたり	（Ⅰ）	¥	9	（1割）	¥	17	（2割）	¥	26	（3割）
-------	-----	---	---	------	---	----	------	---	----	------

- * 看護体制加算（Ⅰ）イ *ユニット型
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定していること。
 - ・常勤の看護師を1名以上配置していること。
 - ・定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

1日あたり	（Ⅰ）	¥	13	（1割）	¥	26	（2割）	¥	39	（3割）
-------	-----	---	----	------	---	----	------	---	----	------

- * 看護体制加算（Ⅱ）イ *ユニット型
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を算定していること。
 - ・看護職員の数が、常勤換算放で、2以上配置していること。
 - ・当該指定介護老人福祉施設の看護職員より、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡ができる体制を確保していること。
 - ・定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

1日あたり	（Ⅰ）	¥	25	（1割）	¥	49	（2割）	¥	73	（3割）
-------	-----	---	----	------	---	----	------	---	----	------

- * 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）
 - ・自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。

1月あたり	（Ⅰ）	¥	214	（1割）	¥	428	（2割）	¥	641	（3割）	※3月に1回を限度 ※併算不可
	（Ⅱ）	¥	107	（1割）	¥	214	（2割）	¥	321	（3割）	

- * 個別機能訓練加算（Ⅰ）

1日あたり	（Ⅰ）	¥	13	（1割）	¥	26	（2割）	¥	39	（3割）
-------	-----	---	----	------	---	----	------	---	----	------

- * 個別機能訓練加算（Ⅱ）
 - ・個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している入所者について、個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出した場合。

1月あたり	（Ⅱ）	¥	22	（1割）	¥	43	（2割）	¥	64	（3割）
-------	-----	---	----	------	---	----	------	---	----	------

- * 個別機能訓練加算（Ⅲ）
 - ・個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定していること。口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること

1月あたり	（Ⅱ）	¥	22	（1割）	¥	43	（2割）	¥	64	（3割）
-------	-----	---	----	------	---	----	------	---	----	------

- * ADL維持加算（Ⅰ）
 - ・利用者等の総数が10人以上であること。
 - ・利用者全員について利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目において Barthel Index を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月毎に厚生労働省に提出していること。
 - ・利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値（調整済ADL値利得）について利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

1月あたり	¥ 32	（1割）	¥ 64	（2割）	¥ 96	（3割）
-------	------	------	------	------	------	------

- * ADL維持加算（Ⅱ）
 - ・ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロを満たすこと。
 - ・評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

1月あたり	¥ 64	（1割）	¥ 128	（2割）	¥ 195	（3割）
-------	------	------	-------	------	-------	------

- * 若年性認知症入所者受入加算
 - ・若年性認知症入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合。

1日あたり	¥ 129	（1割）	¥ 257	（2割）	¥ 385	（3割）
-------	-------	------	-------	------	-------	------

- * 常勤医師配置加算
 - ・常勤専従の医師を1名以上配置していること。

1日あたり	¥ 27	（1割）	¥ 54	（2割）	¥ 81	（3割）
-------	------	------	------	------	------	------

- * 精神科医療養指導加算
 - ・認知症である入所者が1/3以上を占めており、精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施している場合

1日あたり	¥ 6	（1割）	¥ 11	（2割）	¥ 16	（3割）
-------	-----	------	------	------	------	------

- * 障害者生活支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）
 - （Ⅰ）入所障害者数が15人以上の施設に加え、入所障害者数が入所者総数の30%以上の場合。
 - （Ⅱ）入所障害者に対する生活支援に関し、障害者生活支援員として職員を2名以上配置した場合。

1日あたり	¥ 28	（1割）	¥ 56	（2割）	¥ 84	（3割）
1日あたり	¥ 44	（1割）	¥ 88	（2割）	¥ 132	（3割）

- * 外泊時費用
 - ・当該入所者が病院または診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合。

1日あたり	¥ 263	（1割）	¥ 526	（2割）	¥ 789	（3割）
-------	-------	------	-------	------	-------	------

- * 外泊時在宅サービスを利用した際の費用
 - ・当該入所者に対して居宅における外泊を認め、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合。

1日あたり	¥ 598	（1割）	¥ 1196	（2割）	¥ 1794	（3割）
-------	-------	------	--------	------	--------	------

- * 初期加算
 - ・施設での生活に慣れるために様々な支援が必要とするため。※入所日から30日間に限る

1日あたり	¥ 32	（1割）	¥ 64	（2割）	¥ 96	（3割）
-------	------	------	------	------	------	------

- * 再入所時栄養連携加算
 - ・入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。

1回あたり	¥ 428	（1割）	¥ 855	（2割）	¥ 1282	（3割）
-------	-------	------	-------	------	--------	------

- * 退所前訪問相談援助加算
 - ・退所に伴い入所者の自宅を訪問し、入所者、ご家族に退所後の介護サービスなどの利用に関する相談援助を実施した場合

1回あたり	¥ 492	（1割）	¥ 983	（2割）	¥ 1474	（3割）
-------	-------	------	-------	------	--------	------

- * 退所後訪問相談援助加算
 - ・退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者やご家族に相談援助を実施した場合。

1回あたり	¥ 492	（1割）	¥ 983	（2割）	¥ 1474	（3割）
-------	-------	------	-------	------	--------	------

- * 退所時相談援助加算
 - ・入所者やご家族に対して退所後の介護サービスなどの利用に関する相談援助を実施し、かつ、退所から2週間以内に市町村および介護支援センターに対して文書で情報交換した場合。

1回あたり	¥ 428	（1割）	¥ 855	（2割）	¥ 1282	（3割）
-------	-------	------	-------	------	--------	------

- * 退所前連携加算
 - ・退所に先立ち、居宅介護支援事業所に入所者の情報を文書で提供した場合。

1回あたり	¥ 534	（1割）	¥ 1068	（2割）	¥ 1602	（3割）
-------	-------	------	--------	------	--------	------

- * 栄養マネジメント強化加算
 - ・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除して得た数以上を配置すること。
 - ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者毎の栄養状態、嗜好等踏まえた食事の調整を実施すること。
 - ・入所者が退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。
 - ・低栄養状態のリスクが低い利用者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対処すること。
 - ・入所者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。

1回あたり	¥ 12	（1割）	¥ 24	（2割）	¥ 36	（3割）
-------	------	------	------	------	------	------

- * 経口移行加算
・経管により食事を摂取する方について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合。
1日あたり ￥ 30 (1割) ￥ 60 (2割) ￥ 90 (3割)
- * 経口維持加算 I
・経口により食事を摂取している方で、著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方について医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。
1月あたり ￥ 428 (1割) ￥ 855 (2割) ￥ 1282 (3割)
※ビデオレントゲン造影、又は内視鏡検査により確認。
※180日を限度とするが、医師の指示に基づき継続される場合もあります。
- * 経口維持加算 II
・経口により食事を摂取している方で摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方について医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。
1月あたり ￥ 107 (1割) ￥ 214 (2割) ￥ 321 (3割)
※水飲みテスト等により確認。
※180日を限度とするが、医師の指示に基づき継続される場合もあります。
- * 口腔衛生管理加算 (I)
・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。
1月あたり (I) ￥ 97 (1割) ￥ 193 (2割) ￥ 289 (3割)
- * 口腔衛生管理加算 (II)
・口腔衛生管理加算 (I) の要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合。
1月あたり (II) ￥ 118 (1割) ￥ 235 (2割) ￥ 353 (3割)
- * 療養食加算
・医師の発行する※食事箋に基づく食事を提供した場合。 ※厚生労働省が定める療養食
1回あたり ￥ 7 (1割) ￥ 13 (2割) ￥ 20 (3割)
- * 配置医師緊急時対応加算
・配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行った場合。
1回あたり 早朝・夜間 ￥ 695 (1割) ￥ 1,389 (2割) ￥ 2,083 (3割)
深夜 ￥ 1,389 (1割) ￥ 2,777 (2割) ￥ 4,166 (3割)
入所者に急変が生じた場合等の対応について、配置医師による日中の駆けつけ対応をより充実させる観点から、現行、早朝、夜間及び深夜にのみ算定可能な配置医師緊急時対応加算について、日中であっても、配置医師が通常の勤務時間外に駆けつけ対応を行った場合を評価する新たな区分を設ける
・配置医師の通常の勤務時間外の場合 (早朝・夜間及び深夜を除く)
1回あたり ￥ 347 (1割) ￥ 694 (2割) ￥ 1,041 (3割)
- * 看取り介護加算 (I) (II)
(I) ・常勤の看護師を1名以上配置している場合。
死亡日45～31日前 ￥ 77 (1割) ￥ 154 (2割) ￥ 231 (3割)
死亡日30～4日前 ￥ 154 (1割) ￥ 308 (2割) ￥ 462 (3割)
死亡日の前々日・前日 ￥ 727 (1割) ￥ 1,453 (2割) ￥ 2,179 (3割)
死亡日 ￥ 1,367 (1割) ￥ 2,734 (2割) ￥ 4,101 (3割)

(II) ・医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合。
死亡日45～31日前 ￥ 77 (1割) ￥ 154 (2割) ￥ 231 (3割)
死亡日30～4日前 ￥ 154 (1割) ￥ 308 (2割) ￥ 462 (3割)
死亡日の前々日・前日 ￥ 833 (1割) ￥ 1,666 (2割) ￥ 2,499 (3割)
死亡日 ￥ 1,688 (1割) ￥ 3,375 (2割) ￥ 5,063 (3割)
- * 在宅復帰支援機能加算
・入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っている場合。
1日あたり ￥ 11 (1割) ￥ 22 (2割) ￥ 32 (3割)
- * 在宅・入所相互利用加算
・要介護3から要介護5までの方で在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間 (3ヶ月) を定めて施設の同一の個室を計画的に利用している場合。
1日あたり ￥ 43 (1割) ￥ 86 (2割) ￥ 129 (3割)
- * 認知症専門ケア加算 (I) (II)
(I) ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が入所者の1/2以上の場合。
・認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が10名またはその端数を増す毎に1名以上配置している場合。
・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的を実施。
・上記の要件を満たしている場合。
1日あたり ￥ 4 (1割) ￥ 7 (2割) ￥ 10 (3割)
(II) ・(I) の基準のいずれにも適合すること
・認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
・当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施は実施を予定していること。
1日あたり ￥ 5 (1割) ￥ 9 (2割) ￥ 13 (3割)
- * 認知症行動・心理症状緊急対応加算
・医師が、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所が適当であると判断して入所した場合 (7日間まで)
1日あたり ￥ 214 (1割) ￥ 428 (2割) ￥ 641 (3割)

- * 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- （Ⅰ）・入所者ごとに褥瘡の発生とリスクについて施設入所時等に評価し、3月に1回以上評価を行い評価結果等を厚生労働省に提出した場合。
褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに各職種の者が共同して褥瘡ケア計画を作成し記録及び管理をしていること。
3月に1回褥瘡ケア計画を見直していること
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|------|---|---|------|---|----|------|
| 1月あたり | ¥ | 4 | （1割） | ¥ | 7 | （2割） | ¥ | 10 | （3割） |
|-------|---|---|------|---|---|------|---|----|------|
- （Ⅱ）（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設で施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生のないこと。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
| 1月あたり | ¥ | 14 | （1割） | ¥ | 28 | （2割） | ¥ | 42 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
- * 排泄支援加算（Ⅰ）
- ・排泄に介護を要する利用者毎に、要介護状態の軽減の見込みについて、医師、または医師と連携した看護師が施設入所時・サービス利用開始時に評価するとともに少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果を厚生労働省に提出すること。
 - ・評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
 - ・評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等毎に支援計画を見直していること。
 - ・上記要件を満たしている場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
| 1月あたり | ¥ | 11 | （1割） | ¥ | 22 | （2割） | ¥ | 32 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
- * 排泄支援加算（Ⅱ）
- ・排泄支援加算（Ⅰ）の要件を満たすとともに、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善していること。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
| 1月あたり | ¥ | 16 | （1割） | ¥ | 32 | （2割） | ¥ | 48 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
- * 排泄支援加算（Ⅲ）
- ・排泄支援加算（Ⅰ）の要件を満たすとともに、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善していること。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
| 1月あたり | ¥ | 22 | （1割） | ¥ | 43 | （2割） | ¥ | 64 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
- * 自立支援促進加算
- ・医師が入所者毎に自立支援の為に特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
 - ・医学的評価の結果、特に自立支援の為に対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
 - ・医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者毎に支援計画を見直していること。
 - ・医学的評価の結果を厚生労働省に提出していること。
 - ・上記要件を満たしている場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|
| 1月あたり | ¥ | 321 | （1割） | ¥ | 641 | （2割） | ¥ | 962 | （3割） |
|-------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|
- * 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
- ・入所者・利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的情報を厚生労働省に提出した場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|-----|------|
| 1月あたり | ¥ | 43 | （1割） | ¥ | 86 | （2割） | ¥ | 129 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|-----|------|
- * 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅰ）の情報に加え、疾病の状況を厚生労働省に提出した場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|-----|------|---|-----|------|
| 1月あたり | ¥ | 64 | （1割） | ¥ | 128 | （2割） | ¥ | 192 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|-----|------|---|-----|------|
- * 安全対策体制加算
- ・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。
- | | | | | | | | | | |
|--------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
| 入所時に1回 | ¥ | 22 | （1割） | ¥ | 43 | （2割） | ¥ | 64 | （3割） |
|--------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
- * サービス提供体制強化加算
- ①（Ⅰ）イ 介護福祉士の割合が60%以上（常勤換算）配置されている場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
| 1日あたり | ¥ | 20 | （1割） | ¥ | 39 | （2割） | ¥ | 58 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
- ②（Ⅰ）ロ 介護福祉士の割合が50%以上（常勤換算）配置されている場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
| 1日あたり | ¥ | 13 | （1割） | ¥ | 26 | （2割） | ¥ | 39 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
- ③（Ⅱ）（Ⅲ）常勤職員の比率が75%以上または勤続年数3年以上の職員が30%以上配置されている場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|------|---|----|------|---|----|------|
| 1日あたり | ¥ | 7 | （1割） | ¥ | 13 | （2割） | ¥ | 20 | （3割） |
|-------|---|---|------|---|----|------|---|----|------|
- ※①②③の複数を満たしている場合は、いずれか1つのみの算定となります。
- ①（Ⅰ）イ 介護福祉士の割合が60%以上（常勤換算）配置されている場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
| 1日あたり | ¥ | 20 | （1割） | ¥ | 39 | （2割） | ¥ | 58 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
- ②（Ⅰ）ロ 介護福祉士の割合が50%以上（常勤換算）配置されている場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
| 1日あたり | ¥ | 13 | （1割） | ¥ | 26 | （2割） | ¥ | 39 | （3割） |
|-------|---|----|------|---|----|------|---|----|------|
- ③（Ⅱ）（Ⅲ）常勤職員の比率が75%以上または勤続年数3年以上の職員が30%以上配置されている場合。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|------|---|----|------|---|----|------|
| 1日あたり | ¥ | 7 | （1割） | ¥ | 13 | （2割） | ¥ | 20 | （3割） |
|-------|---|---|------|---|----|------|---|----|------|
- ※①②③の複数を満たしている場合は、いずれか1つのみの算定となります。
- * 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）
- ・認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する観点から、以下の評価する新たな加算を設ける。
 - （1）事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
 - （2）認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護に指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。
 - （3）対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。
 - （4）認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施。
- | | | | | | | | | | |
|-------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|
| 1月あたり | ¥ | 160 | （1割） | ¥ | 320 | （2割） | ¥ | 481 | （3割） |
|-------|---|-----|------|---|-----|------|---|-----|------|

- * 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）
 ・（Ⅰ）の（1）、（3）及び（4）に掲げる基準に適合
 ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいる。
 1月あたり ￥ 128 （1割） ￥ 256 （2割） ￥ 384 （3割）
- * 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
 ・第二種協定指定医療機関等との連携
 ・院内感染対策に関する研修又は訓練に1回参加
 1月あたり ￥ 11 （1割） ￥ 21 （2割） ￥ 32 （3割）
- * 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
 ・3年に1回以上実施指導を受ける
 1月あたり ￥ 5 （1割） ￥ 11 （2割） ￥ 16 （3割）
- * 特別通院送迎加算
 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対し、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合
 1月あたり ￥ 634 （1割） ￥ 1269 （2割） ￥ 1903 （3割）
- * 協力医療機関連携加算
 協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。
 令和7年3月31日まで
 1月あたり ￥ 106 （1割） ￥ 214 （2割） ￥ 320 （3割）
 令和7年4月1日以降
 1月あたり ￥ 53 （1割） ￥ 106 （2割） ￥ 160 （3割）
 協力病院以外と連携をしている場合
 1月あたり ￥ 5 （1割） ￥ 11 （2割） ￥ 16 （3割）
- * 退所時栄養情報連携加算
 ・厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者。
 ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。
 ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する
 1回あたり ￥ 75 （1割） ￥ 150 （2割） ￥ 224 （3割）
- * リハビリテーションマネジメント加算（Ⅷ）
 リハビリテーション・機能訓練・口腔・栄養の一体的取組を推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、新たな区分を設ける。
 ・口腔アセスメント及び栄養マネジメントを行っていること。
 ・リハビリテーション計画等の内容について、リハビリテーション・口腔・栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。その際に、必要に応じてLIFEに提出した情報を活用していること。
 ・共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画について必要網直し費用について関係職種に対し共有していること。
 同意書の属する月から6月 ￥ 847 （1割） ￥ 1694 （2割） ￥ 2541 （3割）
 同意書の属する月から6月 ￥ 505 （1割） ￥ 1010 （2割） ￥ 1515 （3割）
- * 介護職員等処遇改善加算
 (Ⅰ) 1月あたり 介護サービス費の14.0%相当分(1割) ※負担割合によって額が異なります
 (Ⅱ) 1月あたり 介護サービス費の13.6%相当分(1割) ※負担割合によって額が異なります
 (Ⅲ) 1月あたり 介護サービス費の11.3%相当分(2割) ※負担割合によって額が異なります
 (Ⅳ) 1月あたり 介護サービス費の9.0%相当分(3割) ※負担割合によって額が異なります
- * 身体拘束廃止未実施減算
 身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
 ・身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにやむをえない理由を記録すること。
 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 ・介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
 1日につき 所定単位数から10%減算させていただきます。
- * 安全管理体制未実施減算
 事故の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じなければならないこととする。
 ・事故は発生防止のための指針を整備すること。
 ・事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 ・事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に実施すること。
 ・上記の措置を適切に実施するための担当者を設置すること。
 1日につき 所定単位数から5単位(利用料6円)減算させていただきます。
- * 栄養ケア・マネジメント未実施減算
 栄養ケア・マネジメントの取り組みを一層強化する観点から、以下の措置を講じなければならないこととする。
 ・栄養士又は管理栄養士を1名以上配置すること。
 ・管理栄養士が継続的に入所者ごとの栄養状態を把握し、ケア計画を作成し栄養管理すること。
 1日につき 所定単位数から14単位(利用料15円)減算させていただきます。

- * 業務継続計画未策定減算
感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際には、基本報酬を減算する。
所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算させていただきます。
- * 高齢者虐待防止措置未策定減算
利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。
所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算させていただきます。
- ※ 上記*につきましては、端数処理の関係上、1月あたりの料金に直しますと若干の変動があります。
- ※ 一定の所得のある65歳以上の方は2割または3割負担になります。負担割合は市区町村から発行される介護保険負担割合証に記載されております。

対象者	区分	居住費			食費
		ユニット型個室	従来型個室	多床室	
世帯全員が市町村民税非課税の老齢年金受給者生活保護受給者	利用者負担第1段階	880	320	0	300
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※1)が年間80万円以下の方	利用者負担第2段階	880	480	430	390
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※1)が年間80万円超120万円以下の方	利用者負担第3段階①	1,370	880		650
世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等(※1)が年間120万円超の方	利用者負担第3段階②				1,360
上記以外の方	利用者負担第4段階	2,066	1,231	915	1,445

(※1)は 合計所得金額(年金収入に係る所得分を除く)と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計を指します。

- ※ 利用者負担段階につきましては、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。
- ※ 利用者負担第4段階の方も減額措置(特例減額措置)が受けられる場合がございます。詳しくは、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。
但し、下記の場合は、多床室の算定となります。
 - ・感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した方であって、個室への入所期間が30日以内である方。
 - ・著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室への入所が必要であると医師が判断した方。
 - ・食事代については、1食でも提供させていただいた場合、1日分の代金をいただきます。
- ※ 居室代(従来型多床室、従来型個室、ユニット型個室)
 - ・入院及び外泊時も負担限度額認定証に記載された料金が発生いたします。(居室維持料として)
 - 尚、社会的側面より、短期入所等にお部屋を貸し出さして頂いた場合に関しては該当しません。

(2) その他の料金

- ① 貴重品管理費
1日あたり ￥100 (預金通帳又は現金をお預けになられた場合)
- ② 理美容費
・施設利用料金と合わせご請求させていただきます。
- ③ 経管栄養必要物品費 実費
- ④ その他
 - ・ 喫茶コーナー利用代金 実費
 - ・ 居酒屋利用代金 実費
 - ・ 日常生活品の購入代金 実費
 - ・ レクリエーション費用 実費
 - ・ おやつ代 10時 ￥30円 15時 ￥70 合計 ￥100/日
 - ・ 電源を必要とする電気製品使用料

冷蔵庫	1日あたり	￥50	電子レンジ	1日あたり	￥85
毛布	1日あたり	￥40	パソコン	1日あたり	￥30
電気ポット	1日あたり	￥35	充電器	1日あたり	￥30

・ショッピング、個別処遇等の外出事は別途料金がかかる場合がございます。

- ※ 平成12年4月1日以降に入所された場合。
自立又は要支援と判定された方は、契約が終了しますので、お早めにご相談下さい。
 - ・ 退所前後訪問相談援助費用 ￥479 (1回)
 - ・ 退所時相談援助費用 ￥416 (1回)
 - ・ 退所前連携費用 ￥520 (1回)

- (3) 社会福祉法人減免措置負担軽減策
当法人では、「社会福祉法人軽減」を実施しています。詳しくは、各市町村介護福祉・保険担当窓口へお問い合わせ下さい。
- (4) 支払方法
毎月、15日前後に前月分の請求をいたしますので、翌月20日までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。
尚、医療費控除等の申請に使用されるにあたり、領収書の再発行は致しかねますので大切に保管してください。
お支払方法は、預金口座振替及びコンビニ決済とさせていただきます。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

- まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。
入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の30日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合

※ この場合、認定日から30日の経過をもって退所していただくことになります。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設との本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。
この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ 利用者が病院または診療所に入院し、3ヶ月経過した場合（状況に応じて早期解約の場合あり）、契約を終了させていただきます。
但し、3ヶ月以内に退院し、再入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。
この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業所は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅復帰を念頭において、入浴、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにする。
2. 事業所は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ち日常生活に必要な援助・介護サービスを行う。
3. 当事業所は、レクリエーション・四季を通じたさまざまな行事を行い入所生活の質を高める
4. 事業の実施にあたり、入所者がその他の保健医療・福祉サービス提供者と継続的統一的に介護サービスの提供が出来る様に、その他の保健医療・福祉サービス提供者との連携に努める。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- | | |
|---------------|--|
| ・ 面会 | 面会者は、面会時間を遵守し、受付にて記帳して下さい。
面会時間は午前8時30分から午後9時00分までとなります。 |
| ・ 外出、外泊 | 外泊・外出の際には必ず行先と帰宅時間を職員に申し出て所定の書類にご記入下さい。 |
| ・ 飲酒、喫煙 | 喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
飲酒は他の利用者に迷惑をかけなければ原則として自由です。 |
| ・ 設備、器具の利用 | 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。 |
| ・ 金銭、貴重品の管理 | お預かりした物以外の責任は負いかねます。 |
| ・ 所持品の持ち込み | 各居室に備え付きのタンスに収まる程度とします。 |
| ・ 協力医療機関以外の受診 | 原則としてご家族の方をお願い致します。 |
| ・ 宗教・政治活動 | 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。 |
| ・ ペット | 施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。 |
| ・ 電気器具の持ち込み | 原則としてご遠慮下さい。
施設管理者が認めた場合はこの限りではありません。
但し、その場合においても使用料は実費負担となります。
又これに起因する事故等についての責任は負いかねます。 |
| ・ 危険物の持ち込み | ナイフ・ライター・マッチ等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。
これに反して持ち込んだ場合は当施設にてお預かりいたします。
又、これに起因する事故等についての責任は負いかねます。 |

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊 急 連 絡 先	
住所	
氏名	
続柄	
電話番号	

(事故発生時の対応)

施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡をするともに、必要な措置を講じる。
施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 別途定める「特別養護老人ホーム愛生苑 消防計画」にのっとり対応を行います。
- ・ 防災設備 スプリンクラー、自動火災報知機、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、防火扉等完備
- ・ 防災訓練 別途定める「特別養護老人ホーム愛生苑 消防計画」にのっとり避難訓練等を実施します。
- ・ 防火責任者 統括施設長 水田 雄一郎

9. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設ご利用者相談・苦情担当 生活相談員 深田 基文 電話 052-901-7621
生活相談員 岩垣 裕貴
苦情可決責任者 施設長 水田 雄一郎
- ② 苦情対応第三者委員 社会福祉法人愛生福祉会前評議員 佐藤 望
社会福祉法人愛生福祉会前評議員 岡寄 律子
- ③ その他
苦情処理相談窓口 愛知県国民健康保険団体連合会介護保険室 電話 052-971-4165
名古屋市北区役所福祉課 電話 052-917-6528
名古屋市健康福祉局介護保険課 電話 052-959-2592

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	なし
-------	----

11. 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。
虐待防止のための対策を検討する委員会を年4回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
虐待防止のための指針を整備する。
従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。

12. 嘱託医

医療機関の名称	名古屋北クリニック
医師名	院長 細井 正晴
所在地	愛知県名古屋市北区丸新町357-1
電話番号	052-902-7001
診療科目	内科、呼吸器内科、胃腸内科、外科、肛門外科、リハビリテーション科 人工透析、泌尿器内科

13. 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人愛生会 総合上飯田第一病院
所在地	愛知県名古屋市北区上飯田北町2丁目70番地
電話番号	052-991-3111
診療科目	外科・内科・循環器科・胃腸科・眼科・肛門科・整形外科・呼吸器科・肝臓内科 耳鼻咽喉科歯科・小児科・皮膚科・泌尿器科・脳神経外科・眼科・産婦人科 神経内科・乳腺甲状腺外科・リハビリテーション科・放射線科・アレルギー科
入院設備	有り ベット数 225床
救急指定の有無	有り

14. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人良匠会 徳倉歯科口腔外科・矯正歯科
医師名	院長 徳倉 圭
所在地	愛知県名古屋市北区三軒町146番地
電話番号	052-901-1711

15. 施設経営法人の概要

法人名 社会福祉法人 愛生福祉会
 法人所在地 愛知県名古屋市北区鳩岡町1丁目7番地20
 代表者職・氏名 理事長 増 井 香 織

定款の目的に定めた事業

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1, 介護老人福祉施設事業 | 11, 訪問入浴介護事業 |
| 2, 地域密着型介護老人福祉施設事業 | 12, 居宅介護支援事業 |
| 3, 養護老人ホーム | 13, 配食サービス事業所 |
| 4, 軽費老人ホーム | 14, 生活援助員派遣事業 |
| 5, 軽費老人ホームケアハウス | 15, 事業所内託児所 |
| 6, 短期入所生活介護事業 | 16, サービス付き高齢者向け住宅事業 |
| 7, 高齢者自立支援短期宿泊事業 | 17, 介護員養成研修事業 |
| 8, 通所介護事業 | 18, 診療所事業 |
| 9, 認知症対応型老人共同生活援助事業 | 19, 調剤薬局事業 |
| 10, 訪問介護事業所 | 20, 訪問看護事業 |

令和 7 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	
所在地	愛知県名古屋市北区五反田町108番地2
名称	特別養護老人ホーム 愛生苑 地域密着型特別養護老人ホーム愛生苑
管理者	統括施設長 水田 雄一郎 印
説明者	所属 特別養護老人ホーム愛生苑 地域密着型特別養護老人ホーム愛生苑 生活相談員 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者	住所
	氏名 _____ 印

(利用者保証人)	住所
	氏名 _____ 印

利用者との続柄	_____
---------	-------